

IV 質の高いチーム医療の実現に向けた読影の補助への期待

3. 事例報告——読影の補助の成果と課題，将来展望

1) 当院における読影の補助業務の 成果と今後の課題

【星総合病院】

続橋 順市 星総合病院医療技術部放射線科

2010年4月30日、厚生労働省医政局長からの「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（医政発0430第1号）より、診療放射線技師の更なる役割として画像診断における読影の補助と検査説明が明記されていることは、診療放射線技師ならば既知のことであると思われる。

そのような背景において、本稿では、当院が読影の補助業務を開始するにあたっての経緯と運用、そしてその成果と検証を示すとともに、今後の課題について述べたいと思う。

読影の補助業務開始への経緯と運用

2014年2月、福島県診療放射線技師会学術大会において読影の補助のシンポジウムが開催された。このシンポジウムにおいては、救急医療において読影の補助を活用するという内容であり、それなら当院でも対応が可能と考え、読影の補助業務の開始に向けての準備に着手した。

まず初めに、読影の補助業務を行うにあたって勤務する診療放射線技師個々の読影能力の向上が必要であると考え、2014年4月から週1回30分のランチオン形式による、放射線科医師との画像読影カンファランスを開始した。カンファランスの内容は以下の通りである。

- 放射線科医師が過去の検査より症例を選定し解説

- ・頻度や緊急度の高い症例を繰り返し解説
 - ・診療放射線技師が読影困難だった症例の解説
 - ・診療放射線技師への画像再構成のアドバイス
 - ・当日担当者が内容を記録して保管
- また、読影の補助業務実施に際し、以下の運用規定を策定した。
- ・電子カルテに反映する形として、Radiology Information System（以下、RIS）の検査コメント欄に読影所見コメントを記載する。
 - ・主訴に関連する病変および病態のみの記載を行う。
 - ・病名を使用する。
 - ・記載した診療放射線技師は自身の名前を明記する。
 - ・検査および撮影を優先する。
 - ・診療放射線技師が記載した読影所見コメント内容における法的責任は発生しない。

上記の運用を院内の医師に説明を行い了承を得て、さらに2次救急指定日においては、診療放射線技師の勤務体制を1名追加する事で読影の補助業務体制を整え、2016年6月より診療放射線技師による読影の補助業務の運用を開始した。

読影の補助業務の精度の検証

当院の診療放射線技師による読影の

補助業務の精度を検証する為に、読影の補助業務を開始した2016年6月から同年11月までの半年間において、技師名が明記されている読影の補助件数1027件に対し検証を行った。なお、読影レポートの参照においては院内倫理委員会の承認を得ている。

また、診療放射線技師の対象は、読影の補助業務を行った診療放射線技師の経験年数により、10年以上（6人）、5年以上10年未満（7人）、5年未満（10人）の3群に分類した。

5つの項目に対して検討を行い、ここでは詳細な結果は提示しないが、全体として期間内に行われた読影の補助件数の総数は1027件、その中で、診療放射線技師が所見として指摘した読影所見個数は1620個であり、平均1.6個の割合で所見として指摘している。なお、「異常所見無しの場合も読影所見個数に含まれるものとする。読影所見個数1620個の中で放射線科診断医が同じく所見として指摘した数は1427個であり、所見指摘一致率は88.1%であった。

また、診療放射線技師経験年数によって群別されたそれぞれの読影の補助業務の件数は、10年以上で253件、5年以上10年未満で301件、5年未満で473件となった。診療放射線技師による読影の補助業務における所見指摘数は、診療放射線技師経験年数10年以上で405個、5年以上10年未満で444個、5年未満で771個となった。なお、所見指摘数においてKruskal-Wallis検定を